

掛川市告示第6号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第12条第1項の規定により、歴史的風致形成建造物を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年2月12日

掛川市長 久保田 崇

1 歴史的風致形成建造物の指定番号

第3号

2 歴史的風致形成建造物の指定年月日

令和8年1月30日

3 歴史的風致形成建造物の名称

掛川城太鼓櫓

4 歴史的風致形成建造物の概要

所在地 掛川市掛川1138番地の24

所有者 掛川市

敷地面積 30,835.47m²（掛川城公園）

5 歴史的風致形成建造物の指定理由

掛川市の歴史的風致の維持及び向上のために必要な建築物であるため。